

協生

第三号
平成24年5月
～発行～
高取町ご意見番
高取町下子島
TEL:0744-52-9088

町議会は報酬審議会の答申を拒否!

なんと、賞与は一〇〇パーセント!

町は、昨年十二月に特別職報酬審議会を十数年ぶりに開催し、町長、副町長及び教育長の給与として議会議員の報酬について諮問し、今年一月に審議の答申が示された。その内容は、大ざっぱに言えば現在の経済情勢や一般職の給与状況も考慮し、更に近隣市町村との均衡にも配慮した結果、現状においては一律五%カット額が妥当とのことだった。これにより町長は月額八十万円から七十六万円に、副町長は六十八万円から六十四万円に、教育長は六十一万円から五十七万九千五百円となった。(本則を改定)

審議会の附帯意見として現在の経済動向を考えると、『五%カット後に於ける特別職独自の判断による条例附則のカット等抑制措置を行うことが望ましい。』とあったがこれに関しては実行されなかった。

一方、議長、副議長そして議員の報酬にあつては二十一年十月から二十五年三月三十一日まで、自主的に五%カットされている。よって議長は月額三十三万円から三十一万三千五百円に副議長は二十八万円から二十六万六千円に一般議員は二十五万五千円から二十四万二千二百五十円となるもの

植村町長 二期目に向けた政策インタビューより

任期満了に伴う高取町長選挙は、去る一月三十一日に告示され、現職の植村家忠氏のほかに立候補者の届け出がなく、無投票で二期目の再選が決まった。

高取町ご意見番では、今回の町長選に向けて立候補者による「公開討論会」の開催を準備しておりましたが、立候補者の届け出が現町長のみであったことから、実現には至りませんでした。そこで高取町ご意見番では、去る二月十一日に高取町長の植村家忠氏に直接インタビューを



■南和広域衛生組合■
南和広域衛生組合に関する問題に

■基金の取り崩し■
国民健康保険会計よりの繰り入れは、一億円を返戻した。残りの四十万円及び行政組合分担金の取り崩し九千万円は、財政状況をみて早い時期に返却し、ご指摘の隠れた借金に關しても、早期解消を図りたいと考えている。

実施。植村町長に町政二期目に向けての意気込みをお聞きし、大いに語っていただきました。その内容の要約を掲載します。

の、見方によっては、いかにも答申の五%カットが受け入れられているように見えるが、議会独自で従前通り附則に於けるカットのため二十四年度の賞与は、なんと一〇〇%支給されることになる。その上去年度からは報酬も完全復活されることになる訳だ。

従って町議会は、審議会の言う『五%カットは、二十五年三月三十一日と期間を定めず、基本報酬額を附則ではなく五%カットを条例本則で定めよ』との答申を受けなかったということになる。

■観光施策について■

高取町は古代・中世・現在と文化が広域にある。四月には県庁から副町長を招き、七月には町機構改革を考えている。町民と行政で組織をつくり観光・産業振興を図りたいと考えています。

■壱阪山駅周辺の街づくり■

また駅周辺整備については、キトラ古墳公園の近隣駅として観光客の集客が求められる。駅前には情報発信基地等の施設も必要だと考えている。地元住民の話しを聞き構想を共に協議していきたい。

■健康・福祉■

疾病や介護予防のための施策を進める。予防医学等の取り組みを保健センターに指示していきます。また定年後の就労やボランティア参加への呼びかけや補助に

についても検討し、定年後も生き生きとした健康で文化的な生活を送れるような体制を構築したい。一方高齢時代に即した必要な施設(小規模特養等)は建設していかなければならないと考えている。

■教育■

現在、高取町の学校教育は良好と聞いている。家庭・学校・近隣・PTA・各種団体等の協力を得て、地域ぐるみで関わる必要が必要だと考える。また男女共同社会の中、共稼ぎ世帯も多く学童保育の充実を図りたい。現行小学三年までの補助を町独自補助で学年をひとつでも増やし利用出来るよう検討したい。

■産業振興■

休耕田や耕作放棄地の活用を検討している。高取町機構改革において農業生産法人等を設立し、町の介入により安心して土地活用出来る仕組みを構築する。薬草の栽培で一種類の薬草を専属的に栽培し企業との連携を図る。また高取町の薬品会社との連携をとり、生産から販売までの漢方薬を作る等の計画研究を進めている。

■ゴルフ場建設予定地の活用■

ゴルフ場建設予定地の活用については、メガソーラー等の太陽光発電施設候補地にと数社の事業者より問い合わせがあり、町としても検討の余地ありと考えている。

■特別職・常勤職員給与見直し■

今まで給与カットを行ってきたが、平成二十四年四月一日より基本ベース基準額を一部変更の案を

出している。尚、町会議員にあつては基本ベース基準額は変更せず、現行通り五%カットになる模様である。

■各種団体への補助金■

各種補助・助成金に關しては団体への個別補助金は廃止する方針である。しかし団体の事業に對し、住民全体に關する内容に關しては検討し、補助の対象としていきたい。

以上が植村町長インタビューからの抜粋です。二期目にむけての熱意を感じる事ができました。これからも、ご意見番は、賛成できる政策には賛成し、時には厳しい意見を述べる中立的な立場から、植村町政を見守っていきたく思います。

高取町 副町長 就任

あずま ひでたか

副町長 東 秀好氏(五十一歳)



現在、高取町はようやく元気が出てきているように思う。この状況下において、種々まき芽が出るよう頑張りたい。内部職員改革においても、職員の視野を広げ、具体的なアドバイス(助言)により継続的に発展できる体制の構築を目指している。指導監督している。住民の皆様のお役に立てるよう全力で当たりますのでよろしくお願ひ致します。

ご意見番から町政への質問・提言と、その回答

平成二十四年三月二日に、高取町長に対して公開質問状を送付し、三月二十八日に町長より回答を頂きました。その内容を掲載します。

一、一般国道一六九号高取バイパスの進捗状況と開通に伴う停滞等の問題点と対策について

《進捗状況及び安全対策》

清水谷地区は、立地的な状況から抱かれる地権者並びに周辺住民の不安を払拭するための施工計画の策定に時間を要しておりますが、現在桜井土木事務所において地元との調整がすすめられています。

一方、松山・兵庫区間にあつては、四月の中旬に供用の運びとなっており、四月八日には「プレウオーキング」が開催されます。以上が進捗状況ですが、今後懸念されることと対応策として、問題点①国道一六九号線鶴町交差点から松山ランプを経て御所市・大和高田方面へ向かう車輦は増加すると考えられ、同時に県道樫原・高取線への流入車輦も大きく増加すると予測されます。また、同県道の郡界橋東詰交差点(車木地内)の信号は「変則」信号であることから、現状下でも時間帯によっては車輦が同交差点から数百メートルも並ぶ状況が多々見受けられることから、同供用開始に伴い加えて状況が悪化すると考えられることから、地域住民が生活を営む上で通行に際しての安全性等の懸念の声を高まっています。安全対策①本町においては特に郡界橋東詰交差点に集中する車輦対策となりますが、一市三町四村で構成する国道一六九号整備促進協議会においても安全対策並びに円滑な道路交通環境確立の観点から議論がなされており、具体的には、「都市計画道路樫原・高取

線」、「都市計画道路高取・大淀・吉野線」の早期完成を図るため、関係機関への積極的な要請活動を推進することとなっております。加えて、本町としては、御所市・樫原市・大和高田市方面への車輦が同交差点にできる限り集中しないための道路網整備を要望していきたいと考えます。

問題点②県道樫原高取線の兵庫から松山ランプ方面への車輦も大きく増加することは言うまでもないところであり、特に松山ランプから国道一六九号線に向かう車輦が大半であると考えられるところであり、松山ランプの接道町道清水谷・市尾・丹生谷線は幅員が狭いとともに歩道がなく、今以上に車輦の通行量が増加することによって特に歩行者の危険性が高くなることが懸念され、その路線の隣接にある町立小学校(たかむち)の児童が同町道を横断して登下校することから、保護者及び同町教育委員から歩道の設置等安全対策を望む声が高まっています。安全対策②同バイパスの接道町道清水谷・市尾・丹生谷線は幅員が狭く歩行に際して大変危険な状態であることから、桜井土木事務所に対して歩道の設置を要望しているところであります。また、鶴町交差点の信号待ちの車輦が増加することが予測されるため、状況を調査の上、信号機の切り替えタイミングの変更を樫原警察署に依頼し承諾をいただいているところであります。

その他、安全対策看板等の設置を検討していきます。

二、各種裁判の状況と見込み

公社の裁判については、昨年実施した行政報告会で報告のとおり、現在

在四件の裁判案件があり、いずれも係争中です。進捗状況については、以下のとおりです。

①「売買代金返還請求事件」

この裁判については、現在、大阪高等裁判所で控訴審が行われております。現在、双方の意見を交換しております。

②「債務不存在確認請求事件」

この裁判については、平成二十四年三月十六日付で判決の言渡しがあり、公社が全面敗訴となりました。控訴するかどうかについて、理事会に諮り、検討する予定です。

③「貸金請求事件」及び④「損害賠償請求事件」については、現在弁論準備段階であり、大きな進展はありません。

三、高額な一般廃棄物処理費用について

この件に関しましては、八月二十五日付の質問に対しまして、今後は、退会に向け、事務手続きを進めて参りたいと回答いたしました。が、引き続き、協議は行っています。この間十二月二十日の管理者会議において、九月十五日の強行採決の結論を白紙に戻すのであれば、退会届は取り下げることと合意しました。その後も下市町加入に関しての負担割合等を中心に、再三にわたりの管理者会議並びに大淀町と高取町との二町間協議を重ねてまいりました。その結果、平成二十四年二月二十日の管理者会議において、ようやく合意を得ることができたわけでございます。なお、本町の負担割合につきましては、従来から主張してまいりました二十%に決まりました。それに伴う規約変更議案が各構成町村議会でも可決された後、県知事の許可になります。平成二十四年四月から南和広域衛生組合は、下市町を加え

た三町二村で発足いたします。

四、福祉施設用地売却に伴う売買代金二千五百万円未収の件

福祉施設用地については、相手方と売買契約を締結し、契約保証金が納入されましたが、当該土地が仮差押物件という予期しない状況になったことから、残金については、納入にかかる期限を延期してまいりました。仮差押については、取消決定及び保全抗告棄却決定が確定したため、公社としては、残金の支払について年度内の決済を目指し交渉を進めてまいりましたが、平成二十四年三月五日付で、相手方より、「当該土地をめぐる一連の係争状況に鑑みて、事業用土地としてふさわしくない土地であったのではないかと」と、売買代金の決済放棄について、最終判断の通知を頂きました。契約保証金についても、決済放棄に基づき、公社に帰属することの了承を得ております。この件については、さる三月八日に公社理事会に報告し、三月九日開催の町議会総務経済建設委員会においても報告をしました。

五、平成二十四年度し尿処理委託業者について

平成二十四年度し尿処理委託につきましては、できる限り安価で処理したいとの考え方に立ち、検討を続けてまいりました結果、処理業務は引き続き樫原市に委託することで了承をいただきました。また、委託期間につきましても複数年を要望しました結果、平成二十六年度までの三年間の契約の了承もいただき、協定書を締結いたしました。つぎに本町から樫原市浄化センターまでの運搬業務については、八光海運に委託することといたしました。八光海運につきましては、一年間のペナルティーを課していましたが、会社の業務内

容並びに方針、姿勢等を勘案した結果、契約することに問題はないと判断し、前年度よりも安価で運搬業務を委託することといたしました。

六、各種団体への補助金について

平成二十四年度の予算編成については、民主党政権による交付金等が期待できない事を見越し、緊縮財政を継続したほば昨年並みの予算としました。補助金については、その必要性については、充分理解しておりますが、まだまだ予断を許せる財政状況ではなく、多くの借入金や返還金を抱えている状態であり、二度と赤字に後戻りできないという思いを強くしているところでもあります。このような状況下で、各種団体への補助金を従来どおりに交付することは厳しい状態であり、今年度は算計上するにとどまっております。今後の補助金のあり方については、町民の皆様方の活動を支援する新たな枠組みづくりの必要性を感じており、十分に検討を重ねていきたいと考えております。



編集後記

植村町長二期目が発足しました。今回は、二期目にかける町長の思いを取材しました。ご意見番は賛否両面の意見から応援していきたいと思っております。

「高取町ご意見番」では逐次、経過や結果情報、インタビュー動画を配信していきます。ホームページを是非ご覧ください。